



○考え方(素案)

- (1) 面積が大きく、木本類の侵入が少ない区域は引き続き島状植栽により再生を図る。(優先度は高い)
- (2) 面積が小さい等の区域は、周辺の二次林等をコリドーとして結ぶ植栽により再生を図る。(優先度は中位)
- (3) 木本類が多数認められる区域は、天然力による遷移に委ねる。(優先度は低い)

※上記にあっても道路沿いや施設に近接する区域は、ボランティアや企業のCSRによる再生区域とする。

○H22年度以降の進め方(素案)

- ・植栽済み区画、更新がよいエリアを除くと約47haが植栽が必要となる。(別表)
- ・47haを、島状植栽地、コリドーを補完する植栽地(以上、県事業)と島状植栽地(ボランティア等)に区分。
- ・島状植栽地を優先的に進めながら、ボランティア・企業などの参画を求めていく(県の企業の森制度など)
- ・併せて、野外活動センター裏手の苗畑を活用し、年間400本ほどの苗木を供給できるような仕組みを作る